

環整第 917 号
平成 23 年 11 月 10 日

医療政策課長 殿

環境整備課長



感染性廃棄物の適正な取扱いについて(依頼)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、事業者は、事業活動より生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理することとされており、特に、医療機関等から排出される感染性廃棄物については、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する特別管理産業廃棄物として、通常の産業廃棄物より厳しい処理基準が定められています。

感染性廃棄物の適正な処理の推進のため、環境省によって「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が作成されており、当課では、同マニュアルを参考に「感染性産業廃棄物ハンドブック」を取りまとめ、産業廃棄物処理業者に配布するなど、啓発に務めてきたところですが、一部の医療機関においては、一体的に使用されている輸液点滴セットの一部を切断し、非感染性の廃棄物として排出するなどのマニュアルに従わない取扱いが見受けられます。

つきましては、産業廃棄物処理業者に加え、感染性廃棄物の排出者である医療機関等に対しても更なる周知が必要であると考えておりますところ、県内医療機関等に対し、別添の感染性廃棄物処理マニュアルを発送していただく等、医療現場にける感染性廃棄物の適切な処理の周知をお願いいたします。

担 当

環境整備課 処理業審査・指導担当

美原, 津田(嘉)

内線 2269

kankyoseibika@pref.tokushima.lg.jp

【参考 1】

環境省作成「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」掲載サイト

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

徳島県環境整備課作成「感染性ハンドブック」掲載サイト

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010111700063/>

【参考 2】「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」抜粋

第 4 頁

7 透析等回路(ダイアライザー、チューブ等)については、これらに含まれている血液等が分離されず一体的に使用されていることから、感染性廃棄物に該当する。また、輸液点滴セット(バックを除く。)については、血液等が付着している針が分離されず一体的に使用されていることから、感染性廃棄物に該当する。(参考2参照)

(参考 2)

(1) 輸液点滴セットについて

